

お知らせします。

2つの 給付金。



消費税率の引上げに対する影響緩和などを目的に、所得の低い人に支給される「臨時福祉給付金」と、子育て世帯に支給される「子育て世帯臨時特例給付金」に関する申請の受け付けを、8月から開始します。

申請期間

8月1日（金）～12月1日（月）

給付までの流れ

7月下旬、須崎市から給付対象になる可能性のある人がいる世帯宛に、案内文書を送ります。内容を確認の上、申請書と本人確認・受取口座が確認できる書類を添付し、総合保健福祉センター内の臨時福祉給付金等給付事業実施本部で手続きをしてください。

内容を審査した結果、給付要件を満たしているときは、給付決定となります。

2つの給付金の対象者

受け取ることができるのはどちらか1つの給付金です

臨時福祉給付金

所得の低い人の負担を緩和します。

低所得世帯

単身世帯／フリーター

高齢者世帯

子どもがみんな高校生以上の世帯

対象者

子育て世帯臨時特例給付金

子育て世帯の負担を緩和します。

中所得世帯

対象者

中学生以下の子がいる世帯（子育て世帯）

対象者診断チャート

基準日は平成26年1月1日

